

～キラリと光るまち ひのちょう～
広報ひの おしらせ版
2019年5月8日号
No. 662

■発行・編集 日野町役場 企画政策課
■電話 (0859)72-0332 ■FAX (0859)72-1484
■ホームページ <http://www.town.hino.tottori.jp/>
■電子メール info@town.hino.tottori.jp

鵜の池マラソン大会 参加者募集中

日時：6月9日(日) 午前10時スタート

申込期限：5月10日(金)

▼入賞者への副賞とお楽しみ抽選会景品も募集中

▼申込み・コースなどの詳しい問合せはこちらへ

【問合せ】鵜の池マラソン大会実行委員会事務局
(町教育委員会内、電話 72-2107)

【総務課からのお知らせ】

消防・防災に関する各種 補助金制度のご案内

町では、各自治会を対象として補助金を交付する、以下の制度を設けています。ぜひ、ご活用ください。

【消防用施設等整備費補助金交付制度】

内容 消防のための施設などの整備に必要な費用に対し、補助金を交付します。

補助金額 必要な費用の2分の1(上限5万円)

補助対象経費 ▼消防用ホース(付属する備品含む)および噴霧ノズル
▼消防用ホース、噴霧ノズルその他消火に必要な器具を格納する格納庫の設置または修繕▼防災資機材の購入

【LED防犯灯設置補助金交付制度】

内容 自治会で維持管理する従来型防犯灯のLED防犯灯への交換およびLED防犯灯の新設に必要な費用に対し、補助金を交付します。

補助金額 1基当たりの設置費用3万円(消費税抜き)を上限として、設置費用の4分の3。ただし、補助対象となる防犯灯は、1年度につき、1自治会あたり10基が上限です。

補助対象経費 ▼従来型の防犯灯のLED防犯灯への交換▼自治会が維持管理するLED防犯灯の新設

【除雪機購入補助制度】

内容 除雪機購入に必要な費用に対し、補助金を交付します。

補助金額 1台あたり50万円(消

費税込)を上限として、購入費用の2分の1。ただし、1つの自治会などにつき、年度あたり1台が上限です。

補助対象経費 ▼除雪機(本体)
▼除雪機本体の専用付属部品▼除雪機本体の専用付属カバー▼購入の際に発生する運搬・設定手数料
問合せ先 役場総務課 担当 影井(電話 72-0331)

出張！弁護士相談

鳥取県弁護士会では、毎月1回、日野郡3町で弁護士相談会を開いています。お気軽にご相談ください。

今年度の日程 5月24日、8月23日、11月22日、令和2年2月28日の金曜日、午後2時～午後5時※事前に予約が必要です。

場所 山村開発センター

相談料 初回相談料は無料です

その他 月ごとに開催町が変わります。日南町および江府町開催の相談会も利用できます。

問合せ先 鳥取県弁護士会(電話 0859-23-5710)、役場総務課(電話 72-0331)

【教育委員会からのお知らせ】

社会体育関係大会への派遣 費補助額を改正しました

町教育委員会では、社会体育関係大会などへの派遣費補助金交付要綱を改正しました。

主な改正点

▼自由席特急料金、高速道路利用料金を補助対象経費として規定しました。※ただし、一定の条件があります。

▼補助対象となる宿泊費の上限額を、県内9,800円、県外10,900円に引き上げました。

▼申請の時期は、原則、大会の2週間前または当該年度の1月31日のいずれか早い日までとしました。

問合せ先 町教育委員会 担当 若林(電話 72-2107)

【そのほかのお知らせ】

ソフトバレーボール大会 参加チーム募集

第26回Do・スポーツ杯ソフトバレーボール大会の参加チームを募集します。

町内に限らず、町外のチームの参加も大歓迎です。ソフトバレーを通じて体力・健康づくり、そして親睦を深めませんか。ふるってご参加ください。

開会式(開幕日) 5月13日(月) 午後7時～(集合:午後6時30分)

場所 日野中学校体育館

試合日 午後7時30分～(集合:午後7時)

種別 男女混成(コート内に入れる男性は3人以内であること)

参加費 1チーム1,000円

その他 ▼複数のチームに所属することはできません▼練習は日野中学校体育館を利用ください(練習日:月・水曜日、午後7時30分～)

申込みおよび問合せ先 ▼Do・スポーツ事務局(日野町野田タカハシスポーツ内、電話 090-1688-8410) ▼町教育委員会事務局(電話 72-2107)

【産業振興課からのお知らせ】

しいたけ品評会が開かれます

第 61 回鳥取県しいたけ品評会が開かれます。表彰式のほか、鳥取県各地の生産者自慢の乾しいたけの展示やさまざまな催しが行われます。お気軽にお越しください。

日時 5月26日(日) 午前10時～午後3時

場所 鳥取西部農協本所(米子市東福原1丁目5-16)

内容 ▼乾しいたけの展示▼しいたけ加工品の販売▼しいたけ栽培・経営相談コーナー▼先着100人に乾しいたけの無料配布 など

問合せ先 鳥取県しいたけ品評会事務局(電話 0857-32-8331)

【そのほかのお知らせ】

消費税率制度説明会を開きます

令和元年10月から実施される軽減税率制度は、すべての事業者の皆さんに関係があります。

このため、軽減税率制度や事業者支援措置への理解を深め、準備を進めていただくために、次のとおり軽減税率制度説明会を開きます。

日時 6月10日(月)～14日(金)

午後3時30分～午後5時

場所 米子地方合同庁舎4階教養会議室(米子市東町124-16)

定員 各日50人 ※参加には事前登録が必要です。

申込期限 5月31日(金)

申込および問合せ先 米子税務署(電話 0859-32-4121)

要約筆記者養成講座が開かれます

聞こえない・聞こえにくい人のコミュニケーション支援を行う要約筆記者の養成講習会が開かれます。

日程 6月15日～11月30日までのおおむね毎週土曜日。全20回

時間 午後1時～午後5時

場所 米子市福祉保健総合センターふれあいの里(米子市錦町1-139-3)

コース 手書きコースとパソコンコースの2コース。パソコンコースは、ノートパソコンを持参でき、原則タッチタイピングができる人が対象

定員 各コース20人

受講料 3,000円(テキスト代別途)

申込み 申込書に必要事項を記入の上、6月3日(月)までに申し込んでください。なお、申込書は

役場健康福祉課で配布しています。

申込みおよび問合せ先 鳥取県西部聴覚障がい者センター(電話 0859-30-3659)

体験してみよう！ 裁判員裁判(裁判所見学会)

5月1日～7日までの憲法週間にちなみ、裁判所見学会を行います。

日時 5月23日(木) 午後1時30分～午後4時

場所 鳥取地方・家庭裁判所米子支部

定員 24人※事前申込要

申込みおよび問合せ先 鳥取地方裁判所米子支部庶務課(電話 0859-22-2205)

『無料法律相談会』開催

鳥取司法書士会では、次のとおり相談会を開きます。

日時 5月24日(金) 午後6時～午後8時(前日までに要予約)

場所 米子コンベンションセンター

内容 ▼相続・遺言▼不動産の贈与・売買▼そのほか身の回りの法律問題

問合せ先 鳥取県司法書士会(電話 0857-24-7024)

農地を取得する場合に、必要となる下限面積が定められています。

農地を取得しようとする人は、一定の農地を所有する必要があります。平成31年度(令和元年度)の日野町における農地を権利取得する場合の農地または採草放牧地の下限面積(農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積)は、下記のとおりです。

区 域	農地を権利取得する場合の農地 または採草放牧地の下限面積
小原・別所・榎市・本郷・津地・野田・舟場・安原 下黒坂・久住・中菅・下菅・小河内・上菅・福長	50 a
下榎・貝原・三谷・高尾・金持・板井原 濁谷・門谷・秋縄・三土	40 a
根雨・黒坂	30 a

問合せ先 / 日野町農業委員会(電話 72-2103)